令和5年度 困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業実施要綱(案)

第1 事業の目的

この事業は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(令和5年3月29日厚生労働省告示第111号)等を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援体制の構築に際して、地域格差が生じることがなく、人権の擁護、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害からの心身の健康の回復、生活再建等に必要となる支援体制の強化や地域福祉との連携の強化を図るため、現状の支援体制等の実態を調査・分析し、課題及びその対策を検討する。

併せて、困難な問題を抱える女性の支援に従事する者に必要となる専門的知識及び 資質等について検討し、職員の育成を図るための具体的な内容、方法、留意点等を記載 した研修カリキュラム等について策定することを目的とする。

第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、※※※(以下「実施団体」という。)とする。

なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の 一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第3 事業の内容

実施団体は、次の取り組みを行うものとする。

- 1 アンケート調査の実施
- (1)困難な問題を抱える女性への支援体制に関するアンケート調査 実施団体は、婦人相談所(一時保護所を含む)、婦人相談員、婦人保護施設(以下「婦人相談所等」という。)に対し、支援体制の現状を把握するとともに課題及 びその対策を検討するために必要なアンケート調査を実施するものとする。
- (2)困難な問題を抱える女性への支援従事者に関するアンケート調査 実施団体は、婦人相談所等に対し、困難な問題を抱える女性の支援に従事する者 に必要となる専門性や資質・能力の検討及び研修カリキュラムの策定に必要なアン ケート調査を実施するものとする。

【調査項目(例)】

- ・ニーズ把握の手法や課題
- ・支援内容等の周知の手法や課題
- ・人権擁護に関する取り組みや課題
- ・予期せぬ妊娠や 18 歳未満女性のケースに関する取り組みや課題

- ・性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害からの心身の健康の回復に関する取り 組みや課題
- ・妊婦や障害・高齢女性などに対する取り組みや課題
- ・生活再建等に必要となる支援の内容や課題
- ・就労支援に関する取り組みや課題
- ・外国籍の女性に関する支援や課題
- ・居場所の提供や住居支援に関する取り組みや課題
- ・同伴児童等への支援や課題
- ・関係機関(民間団体を含む)との連携に関する取り組みや課題
- ・配偶者暴力被害者をはじめとする所在地の秘匿性の必要性が高い場合と、地域に開かれた社会生活等が重要である場合のそれぞれに対応した支援体制や課題
- ・一時保護のスキームや課題
- ・日中活動に関する取り組みや課題
- ・自立支援に関する取り組みや課題
- ・一時保護所や婦人保護施設退所に対するアフターケアに関する取り組みや課題

2 研修カリキュラムに関する情報収集の実施

実施団体は、5に掲げる研修カリキュラムの策定の参考資料とするため、他分野に おける研修カリキュラムに関する情報を収集するものとする。

3 ヒアリング調査の実施

実施団体は、1のアンケート調査の結果等を踏まえ、必要に応じて、婦人相談所等 に対するヒアリング調査を行うものとする。

4 調査結果の分析や課題及びその対策の検討

実施団体は、1及び3の結果を踏まえ、支援体制等の現状を分析し、課題を明らかにするとともに、その課題に対する対策を検討し、報告書を作成するものとする。

5 研修カリキュラムの策定

実施団体は、1~3の結果を踏まえ、困難な問題を抱える女性の支援に従事する者の分野別の研修カリキュラムを策定するものとする。

【分野別の研修カリキュラムの例】

- ・新法に基づく基礎研修カリキュラム
- ・マネジメント研修カリキュラム
- ・人権擁護に関する研修カリキュラム
- ・性暴力や性的虐待、性的搾取等に関する研修カリキュラム
- ・障害施策に関する研修カリキュラム
- ・予期せぬ妊娠や 18 歳未満女性への支援に関する研修カリキュラム

・就労支援等に関する研修カリキュラム

6 有識者等から助言等を受ける機会の確保

1~5に掲げる業務の実施に当たり、有識者等から助言等を受ける機会を確保する こと。有識者の数は5名程度とし、その選定及び助言等を受ける機会(委員会方式等) については、厚生労働省と協議の上、決定すること。

第4 事業の実施方法

1 事業実施計画の作成

実施団体は、第3に規定する事業を実施するに当たり、厚生労働省と協議の上、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

2 厚生労働省との協議

実施団体は、本事業を実施するに当たり、適宜厚生労働省と協議の上、事業を実施するものとする。

第5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

第6 会計

本事業の実施に当たっては、特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理するものとする。

第7 その他特記事項

1 委託の取扱い

実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。

また、実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。

2 著作権の取扱い

厚生労働省及びその他の第三者は、事業期間中及び事業期間終了後において、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。

3 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報は、次に掲げるとおり取り扱うこと。

- ア 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。
- イ 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製してはならない こと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄し なければならないこと。
- ウ 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。
- エ 実施団体は、その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目 的を達成するために必要最小限の人員に限ること。
- オ 上記を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。